

今治市消防団関前方面隊(年末夜警)

平成23年12月25日(日)から30日(金)まで、各分団ごとに年末夜警が行われました。年末で忙しく空気も乾燥して火事が多くなる時期ということもあり、「戸締まり用心、火の用心」を呼び掛けながら団員は寒い中夜遅くまで見回りをしていました。

**火の取り扱いに注意して
たき火などをしないようお願いします**

問合せ 関前支所総務課
☎ 88-2111 FAX 88-2350



住民の安全を守ります

観音崎にパノラマ案内板が設置されました

平成23年12月22日(木)に、平成23年度関前地域活性化推進事業に承認された内容の一つである、燧灘のパノラマ案内板が観音崎先端の常夜燈の傍らに設置されました。

サイズは、縦1メートル横2メートルと大きく、材質には大島石を採用し、職人により線彫りされており大変見やすく、美しく仕上がっています。ぜひ、皆さん足を運んでみてください。

問合せ 関前地域活性化推進協議会
(関前支所総務課内)
☎ 88-2111 FAX 88-2350



きれいな案内板に仕上がっています

健康相談にお越しく下さい

地区	場所	日時
岡村	岡村集会所	2月7日(火) 10:00~11:00
小大下	小大下老人憩の家	2月8日(水) 10:00~11:00
大下	大下集会所	2月8日(水) 14:30~15:30

詳しくは当日、放送にてお知らせします。

問合せ 関前支所住民福祉課
☎ 88-2111 FAX 88-2350

関前地域の人の動き

(平成23年12月末現在・前月比)

地区	男	女	計	世帯数
岡村	201	225	426	247
小大下	11	22	33	25
大下	42	66	108	65
合計	254	313	567	337
前月比	増減0	減1	減1	減1

市・県民税の申告受付について



よろしくお願
いたします。

平成24年1月1日現在、今治市に住所がある方は平成23年の所得(平成23年1月1日から同年12月31日まで)の申告が必要です。2月16日(木)から3月15日(木)まで下記の場所で受付けますので、忘れずに申告してください。

1 申告の必要な方

- ・事業所得者(農業・漁業・商業など)
- ・給与所得者(勤務先から給与報告書が市役所に提出されていない方)
- ・上記のほか、利子所得・配当所得・不動産所得・譲渡所得・一時所得・雑所得があった方
- ・前年中に所得がなかった方(※注1)
- ・市外に居住する人の扶養となっている方

※注1 課税される所得がない方が申告されない場合、所得証明・扶養関係などの証明書が交付できないことや国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置が受けられなかったり、一部負担金の割合が増えたりする場合がありますので必ず申告してください。

2 申告の必要がない方

- ・所得税の確定申告をされる方
- ・前年中に給与所得(年末調整されたもの)、または公的年金などの所得(扶養・障害者・寡婦控除などの所得控除の調整が済んだもの)以外に所得がなかった方

3 受付日程および必要書類

申告の受付場所・日程

地区名	受付会場	受付月日	受付時間
大下地区	大下地域住民学習センター 1階	2月16日(木)	午前8時30分から午後4時まで
小大下地区	小大下老人憩の家	2月17日(金)	午前9時から午後3時まで
岡村地区	今治市役所関前支所 1階	2月21日(火)から 3月15日(木)午前中まで	午前8時30分から午後5時まで (土日を除く)

※なお、下記のとおり事前の申告相談をお受けしますので、お気軽にお越しください。

今治市役所関前支所 1階にて 2月1日(木)から15日(木)までの執務時間中

申告に必要な書類

- (1) 印鑑
- (2) 源泉徴収票(給料・年金・配当など)
- (3) 生命保険料控除・地震保険料控除証明書など
- (4) 社会保険料控除証明書(年金など社会保険料払込額のわかるもの)
- (5) 農漁業や個人事業者の方は、収支計算書など所得の計算に必要なもの(集計表・領収書など)
- (6) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書(事前に日付順に整理・集計しておいてください)
- (7) そのほか所得計算に必要な書類(例 障害者手帳・住宅取得に係る借入金の年末残高証明書など)

※注2 農業・漁業・自営業など、事業所得のある方は

申告の際には、事業の収入と経費がわかる書類(帳簿など)をご持参していただいておりますが、帳簿などつけられていない場合は、事業の経費となる領収書や農協・漁協で発行している購買集計表などを事前に用意し、必ずご持参ください。なお、農協の購買供給集計表は、農協関前支店での即日発行はできないそうなので、前もってご自身で農協に請求し、取り寄せることをお勧めします(特に大下・小大下地区の方が出張申告日当日に請求しても間に合いませんのでお早めにご用意ください)。